

## 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第4条第1項に定める認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定を受けようとする者に対し、その認定の申請及び各種届出の手續きについて、必要な事項を定める。

### (認定の申請)

第2条 法第4条第1項に基づく認定こども園の認定申請については、認定こども園認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

### (認定の基準)

第3条 前条の認定申請に当たっては、豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年豊中市条例第44号。以下「条例」という。）、法その他関係法令のほか、次項及び第7条から第18条に掲げる基準を満たすものとする。

2 認定こども園の認定申請者（代表者及び役員）が暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

### (職員)

第4条 条例第4条第1項に規定する「教育及び保育に直接従事する職員の数」は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の2の(1)により算定するものとする。ただし、条例第4条第1項に規定する方法により3歳以上の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）が条例第5条第1項の規定により算定した必要な学級担任の数（以下「学級担任数」という。）より少ないときは、条例第4条第1項に規定する方法により3歳未満の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）に、条例第5条第1項の規定により算定した必要な学級担任数を加えた数とする。

2 条例第4条第1項に規定する「教育及び保育に直接従事する職員の数」に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）の要件を満たす職員を充てるものとし、「教育及び保育に直接従事する職員の数」の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（小数点以下を四捨五入）に換算して、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数の対象となる常勤職員の数に加え、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数とする。

### (学級の編制)

第5条 条例第5条第2項の規定により1学級の園児の数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。

- (1) 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。
- (2) 年度当初の学級編制時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。
- (3) 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第61条

第1項の規定により本市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。

(職員の資格)

第6条 条例第6条第3項に規定する「併有に向けた努力」は、次のいずれかに掲げる事項を実施しているものとする。

- (1) 申請日より過去3年以内に、資格を取得するため大学若しくは専修学校の通信講座又は夜間講座において所要の単位の修得に向けて履修していること。
  - (2) その他の通信講座の受講又は勉強会への参加その他併有に向けた努力を行っていることが客観的に認められる事由があること。
- 2 条例第6条第4項及び第5項に規定する「意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者」は、当該意欲、適性、能力等の事実が確認できるものであるものとする。
- 3 条例第6条第4項に規定する「幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力」及び同条第5項に規定する「保育士の資格の取得に向けた努力」は、(1)又は(2)に掲げる事項を実施しているものとし、認定の申請日から3年以内に取得するよう努めるものとする。

(認定こども園の長)

第7条 条例第7条第1項に規定する「認定こども園の長」は、条例第4条第1項に規定する教育及び保育に従事する者と兼任していないものとする。

- 2 条例第7条第2項に規定する「管理及び運営を行う能力」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。）第12条第1項又は第13条第1項で規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格に該当するものとする。

(建物等の配置)

第8条 条例第8条第1項第1号に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認定こども園を構成する建物等の間の距離は、子どもにとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。
  - (2) 運動会等の行事に当たって、すべての子どもの一斉の活動が可能であること。
- 2 条例第8条第1項第2号に規定する「子どもの移動時の安全が確保されていること」は、移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていることとする。

(園舎の面積)

第9条 条例第9条第1項に規定する園舎の面積の算定に当たっては、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等・中等教育・厚生省家庭局長連名通知）に準じて算定するものとする。ただし、同項ただし書きの基準を満たすときは、この限りではない。

(屋外遊戯場)

第10条 条例第12条第1項第1号で規定する屋外遊戯場の面積について、条例第12条第3項本文の規定に関わらず、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第2の5の要件を全て満たす場合は、屋上を面積算入することができる。

- 2 条例第12条第3項第1号に規定する「子どもが安全に利用できること」は、次のいずれにも該当することとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。

- (1) 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
  - (2) 当該屋外遊戯場の周囲がフェンス等により囲われていること。
  - (3) 当該屋外遊戯場の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
  - (4) 当該屋外遊戯場内に危険物及び危険箇所がないこと。
  - (5) 緊急時の連絡体制が整っていること。
- 3 条例第12条第3項第2号に規定する「利用時間を日常的に確保できること」は、待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の1の(2)に掲げる要件を満たすものとする。
- 4 条例第12条第3項第3号に規定する「子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、第8条第1項に該当するものとする。

#### （食事提供の特例）

- 第11条 条例第13条第1項の規定により、認定こども園外で調理し搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に従って実施するものとする。
- 2 条例第13条第2項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第3項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」（平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知）で示すものとする。

#### （満3歳未満の子どもの定員を設けるときの施設設備）

- 第12条 条例第14条第1項第1号及び第2号に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を踏まえるものとする。

#### （教育及び保育の計画）

- 第13条 条例第15条第1項に規定する「教育及び保育に関する全体的な計画」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第2号。以下「告示」という。）第五の三に従って作成するものとする。

#### （職員の資質の向上）

- 第14条 条例第17条第1項に規定する「認定こども園の長並びに教育及び保育に直接従事する職員の資質の向上等については、告示第六に従って実施する体制であるものとする。

#### （子育て支援事業）

- 第15条 条例第18条第1項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。
- (1) 府省令第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。
  - (2) 府省令第2条第1項第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合については、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じ

ないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。

- (3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。
- (4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合には、認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。
- (6) 子育て支援事業に従事する者は認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。
- (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
- (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、幼保連携型認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。
- (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
- (10) 子育て支援事業について、本市並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

（教育時間・保育時間等）

第16条 条例第19条第1項及び第2項に規定する「教育及び保育を行う時間並びに開園日数及び開園時間」については、通知の4の(1)を満たすよう努めるものとする。

（通園上の配慮）

第17条 条例第22条に規定する「安全を確保するため」に関し、通園バスを運行する場合は、園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とする。

（地方裁量型認定こども園の設置者）

第18条 条例第25条第1項第2号に規定する「経済的基礎があること」は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認定こども園の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可をうけていること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
  - ア 貸与を受けている土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、安定的な事業の継続の確保が図られると認められるときは、この限りではない。
    - (ア) 建物の賃貸借期間が、賃貸借契約において10年以上とされている場合。
    - (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は鉄道、電力若しくはガスその他の公共性の高い事業を営む信用力の高い主体である場合であること。
  - イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
  - ウ 賃借料の財源について、認定を受けようとする者が運営する他の事業からの継続的な財源が確保されていること又は国若しくは地方公共団体その他の団体による継続的な補助が受けられる等安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
  - エ 社会福祉法人及び学校法人以外の者が不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合にあつては、(ウ)の財源とは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相

当額)との合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い資産(普通預金、定期預金又は国債等をいう。)により保有していること。

オ 賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。

(2) 認定こども園の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等の資産により保有していること。

2 条例第25条第1項第3号に規定する「財務内容が健全であること」は、認定を受けようとする者が3年以上継続して事業を営んでおり、当該者が営む事業の全体の財務内容について直近3年間の会計年度において連続して損失を計上していないものとする。

(廃止の届出)

第19条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止をしようとする3か月前までに認定こども園廃止届出書(様式第2号)に必要な書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(変更の届出等)

第20条 法第29条第1項に基づく変更の届出については、認定こども園変更届出書(様式第3号)に必要な書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 設置者の変更については、認定こども園廃止届出書(様式第2号)及び認定こども園認定申請書(様式第1号)に以下の書類を加えた必要書類を添付し、市長へ提出することにより行う。

(1) 資産移転計画明細書(様式第4号)

(2) 資産移転結果明細書(様式第5号)(ただし、本書類は認定後、資産移転が完了した時点で速やかに提出すること。)

(3) 設置者変更合意書(様式第6号)

(報告の徴収等)

第21条 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園報告書(様式第7号)を市長に提出することにより行う。

2 府省令第29条の中核市の長が定める日は、5月31日とする。

3 府省令第29条第3号の中核市の長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 教育及び保育の目標及び主な内容

(2) 実施する子育て支援事業の内容

(3) 開園の日数及び時間並びに保育時間

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

4 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

認定こども園認定申請書

年 月 日

豊中市長 様

所在地  
法人名  
代表者職・氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項各号に掲げる認定こども園の類型	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第1号) 単独型							
	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第2号)	<input type="checkbox"/> アに該当するもの(並列型) <input type="checkbox"/> イに該当するもの(接続型)						
	<input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園(第3号)							
	<input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園(第4号)							
認定を受けようとする施設	名称	種別等	種別					
	所在地		認可等年月日	年 月 日				
			認可等定員	人				
			園長名(就任年月日)	年 月 日				
定員区分	保育を必要とする子どもに係る利用定員	満3歳未満	0歳児	人	小計	人	合計	人
			1歳児	人				
			2歳児	人				
		満3歳以上	3歳児	人				
			4歳児	人				
			5歳児	人				
	保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	満3歳未満	0歳児	人	小計	人		
			1歳児	人				
			2歳児	人				
		満3歳以上	3歳児	人				
			4歳児	人				
			5歳児	人				

認定こども園の名称				
認定こども園の長となるべき者の氏名				
事業開始予定年月日		年 月 日		
教育及び保育の目標及び主な内容	(認定こども園として目指す教育及び保育の目標、理念)			
	(教育及び保育のねらい)			
	(教育及び保育の内容の概要)			
開園日数、開園時間等	年間開園日数	日		
	開園時間等(平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分( 時間)	
		教育時間	時 分 ~ 時 分( 時間)	
		保育時間	時 分 ~ 時 分( 時間)	
	開園時間等(土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分( 時間)	
		教育時間	時 分 ~ 時 分( 時間)	
		保育時間	時 分 ~ 時 分( 時間)	
	教育週数	週		
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日	
		冬 :	月 日 ~ 月 日	
春 :		月 日 ~ 月 日		
幼稚園型一時預かり事業の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	(有の場合)	平日	<教育時間前> 時 分 ~ 時 分( 時間) <教育時間後> 時 分 ~ 時 分( 時間)	
		土曜日	時 分 ~ 時 分( 時間)	
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分( 時間)	
		長期休業日	時 分 ~ 時 分( 時間)	

延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分( 時間)
休日保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分( 時間)
子育て支援事業 (該当するものに○ をつけること。)		地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号に掲げる事業)
		地域において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号に掲げる事業)
		保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号に掲げる事業)
		地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号に掲げる事業)
		地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号に掲げる事業)

#### 添付書類

- (1) 組織計画書(別添1)
- (2) 子育て支援事業計画書(別添2)
- (3) 職員配置及び学級編制計画書(別添3)
- (4) 職員資格の特例等希望者確認書(別添4)
- (5) 認定こども園の長となるべき者の履歴書(別添5)
- (6) 建物等及び屋外遊戯場の配置表(別添6)
- (7) 食事の提供計画書(別添7)
- (8) 研修計画書(別添8)
- (9) 情報開示計画書(別添9)
- (10) 選考方法等計画書(別添10)
- (11) 子どもの健康及び安全確保計画書(別添11)
- (12) 運営状況の点検又は評価等計画書(別添12)
- (13) 設置者についての確認書(別添13)
- (14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨の誓約書(別添14)
- (15) 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要綱第3条第2項に規定する者に該当しない旨の誓約書(別添15)
- (16) 配置職員ローテーション表(別添16)
- (17) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた全体的な計画
- (18) 認定こども園の園則



- (19) 運営規程
- (20) 法人の定款、寄付行為又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し(申請者が法人の場合)
- (21) 住民票の写し(申請者が個人の場合)

(別添1)

組 織 計 画 書

(認定こども園の類型)

(認定こども園の教育、保育及び子育て支援の連携の考え方)

(全職員の配置計画)

(組織計画に当たって留意した事項)

※ 組織図を添付すること。

(別添2)

子育て支援事業計画書

事業名	
事業概要	(内容)
	(工夫した点)
	(対象)
	(実施日及び実施時間)
	(従事する職員)
	(利用する施設)
	(利用料)

※ 選択した子育て支援事業ごとに作成すること。

(別添3)

### 職員配置及び学級編制計画書

#### 1 職員の状況

年 月 日現在

	職名	氏名	年齢	資格の種類	専任・兼任の別	常勤・非常勤の別	1か月の勤務時間(非常勤のみ)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

※ 採用予定の職員も記入すること。

※ 委託や派遣による職員についても記入し、職名は「調理員(委託)」等と記入すること。

※ 学校医(嘱託医)、学校歯科医(嘱託歯科医)、学校薬剤師についても記入し、学校医(嘱託医)の職名は「学校医(内科)」等と記入すること。

※ 教育及び保育に直接従事する職員のうち、職員配置基準の対象となる非常勤職員及び特例を適用して配置する職員については、「備考」欄に「配置基準対象」と記入すること。

※職員配置の特例について、適用しているものにチェックを入れること。(職名には、活用する「小学校教諭」や「子育て支援員」等を記載。)

朝夕の職員配置の要件緩和(附則2)

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用(附則3)

小学校教諭、養護教諭の活用(附則4)

市長が認める者の活用(必要職員数を超えて配置する場合のみ)(附則5)

保健師、看護師、准看護師の活用(附則6)

※ 以下の書類を添付すること。

(1) 所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(「配置基準対象」とした職員のみ)

(2) 職員の資格を証明する資料

(3) 学校医(嘱託医)、学校歯科医(嘱託歯科医)、学校薬剤師の資格を証明する資料(契約書や就任承諾書、免許証の写し等)

## 2 職員配置

基準上必要な職員数	配置職員数	常勤職員数	基準の対象となる非常勤職員数	
			常勤換算した数	対象職員数
人	人	人	人	人

※ 「基準の対象となる非常勤職員数」には、「1 職員の状況」において「配置基準対象」とした職員について記入すること。

※ 非常勤職員を常勤換算する場合は、その計算内容がわかる書類を添付すること。

## 3 学級編制

### (1) 0歳児から2歳児

	学級名(歳児)	学級定員	学級実員	担当保育士名
1				
2				
3				
4				
5				
計				

### (2) 3歳児から5歳児

	学級名(歳児)	学級定員	学級実員	学級担任名	その他職員名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

※ 各表とも記入欄が足りない場合は、行を追加して記入すること。

※ 特例で配置する職員が3歳児以上の教育に従事する場合は、「その他職員名」欄に氏名を記入すること(学級担任としての従事ができないため)

(別添4)

職員資格の特例等希望者確認書(全体)

確認希望者計 \_\_\_\_\_ 名

確認希望項目	確認を受けることを希望する者の氏名	現在保有している資格
豊中市幼保連携型 認定こども園以外 の認定こども園の 認定の要件を定め る条例第6条第3項 に規定する要件	小計 _____ 名	
豊中市幼保連携型 認定こども園以外 の認定こども園の 認定の要件を定め る条例第6条第4項 ただし書に規定する 要件	小計 _____ 名	
豊中市幼保連携型 認定こども園以外 の認定こども園の 認定の要件を定め る条例第6条第5項 ただし書に規定する 要件	小計 _____ 名	

職員資格の特例等希望者確認書(希望者別)

氏名			
現在保有している 資格		特例措置を受けよう とする資格	
<p>(特例措置を受けようとする資格取得に向けて行っている努力)</p> <p>※ 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第3項から第5項まで共通</p>			
<p>(特例措置を受けるに相当する意欲、適性、能力等)</p> <p>※ 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第4項及び第5項共通</p>			

※ 職員ごとに作成すること。また、客観的な事実を踏まえた内容とすること。

(別添5)

年 月 日現在

認定こども園の長となるべき者の履歴書

フリガナ		年齢	歳
氏名			
現住所		生年月日	年 月 日
現職		法人との関係	

職歴等

期間	勤務先等	勤務内容
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
最終学歴	年 月	

公職歴(社会福祉、幼児教育、地域活動)

期間	公職等
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	
年 月 ~ 年 月	

資格等(社会福祉、幼児教育)

資格の種類	資格取得年月	資格番号等
	年 月	
	年 月	
	年 月	

※ 認定こども園の長に求められる能力を有することを証明する資料を添付すること。

※ 保育士の資格取得年月については、登録年月を記入すること。



(別添6)

建物等及び屋外遊戯場の配置表

1 建物等及び屋外遊戯場の配置

建物等の配置	(認定こども園を構成する建物等の距離)
	(教育及び保育の適切な提供の確保)
	(子どもの移動時の安全確保)
屋外遊戯場の配置	(屋外遊戯場での安全確保)
	(子どもの移動時の安全確保)
	(利用時間の日常的な確保)
	(教育及び保育の適切な提供の確保)

※ 認定こども園を構成する建物等及び屋外遊戯場が同一の敷地内にある場合は、空白で提出すること。



(3)屋外遊戯場

屋外遊戯場の面積						
面積(㎡)		定員(2歳児以上)			子ども1人当たり面積(㎡)	
面積の内訳(㎡)	自己所有		借地		代替地(公園等)	
屋上の面積算入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	代替地(公園等)の面積算入			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
屋外遊戯場の面積基準による 必要な面積		学級数 (3歳児以上)		面積(㎡)		

※ 園舎の面積基準は豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第9条に規定する園舎の面積に係る基準をいい、屋外遊戯場の面積基準は同条例第12条に規定する屋外遊戯場の面積に係る基準をいう。

※ 子ども1人当たり面積は、小数点第3位以下を切り捨てた数値を記入すること。

※ 以下の書類を添付すること。

- (1)地図、敷地の平面図、建物及び設備の平面図及び立面図、写真
- (2)建物の検査済証の写し
- (3)土地について、屋外遊戯場として使用する権原を証する書面
- (4)土地及び建物の登記簿謄本の写し(登記事項全部証明書)

参考

※ (1)のうちの敷地の平面図については、屋外遊戯場の面積が分かるものであること。(公園等の代替地を使用する屋外遊戯場は除く。)

※ (1)のうちの建物及び設備の平面図については、各室の用途及び面積が分かるものであること。

※ (2)のうち、認定年月日までに検査済証の発行が間に合わない場合は、建物の仮使用認定通知書の写し(建築基準法第7条第6項第1号又は第2号に基づくもの)を代替の書類として添付すること。また、検査済証が発行され次第、速やかに豊中市へ提出すること。

※ (3)の土地について、屋外遊戯場として使用する権原を証する書面については、不動産の貸与等を受ける場合にあっては、無償の貸与若しくは使用許可を受けることを証明する書面の写し又は賃貸借契約書の写しを添付すること。

(別添7)

食事の提供計画書

（自園調理又は外部搬入の別）		
食事の提供方法	子ども・子育て支援法 第19条第1項第1号 に掲げる子ども	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参（週当たり弁当持参日： 日）
	子ども・子育て支援法 第19条第1項第2号 に掲げる子ども	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 外部搬入
	子ども・子育て支援法 第19条第1項第3号 に掲げる子ども	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部委託
	設 備	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備
以下の項目は、外部搬入をする場合のみ記入すること。		
（外部搬入をする理由）		
（認定こども園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制）		
（認定こども園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る契約内容）		
外部搬入をするに 当たって必要な要件の確保	（栄養士による必要な配慮）	
	（調理業務を適切に遂行できる受託業者）	
	（子どもの食事の内容、回数及び時機の適切な対応）	
	（食育への取組み）	
（加熱、保存等の調理機能を有する設備の内容及び当該設備で必要十分とする理由）		

※ 調理業務を外部委託又は外部搬入する場合にあっては、調理業務受託者との契約書(案)を添付すること。

(別添8)

研修計画書

	研修(名称・内容)	対象者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

研修の機会を確保するために配慮する事項

--

(別添9)

## 情報開示計画書

(情報開示の基本的な考え方)
(情報開示計画(時期、場所、対象者、方法等))
(開示する情報(開示必須項目を除く。))

※ 開示必須項目を含んだ、次の書面等を提出すること。

- (1) 利用者に交付する書面
- (2) 施設に掲示する書面又は備え置く冊子

(開示必須項目)

※ 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第20条に規定する項目

- ア 開園日数
- イ 開園時間
- ウ 施設設備の規模及び構造
- エ 子育て支援事業の内容

(別添10)

選考方法等計画書

(選考の基本的考え方)
(公正な選考のために配慮する点) 【選考基準】  【選考方法】  【その他】
(特別な配慮が必要な子どもの受入れについて配慮する点)
(上記各項目について市町村と連携を図る事項)

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項第4号に規定する「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」を設けない場合は、空白で提出すること。

(別添11)

子どもの健康及び安全確保計画書

(子どもの健康及び安全確保の考え方)
(疾病予防)
(防災)
(防犯)
(自動車利用時の安全対策(園外活動等での利用を含む))
(その他)

通園バスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	3歳未満児の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	-------------------------------------------------------	-------------	-------------------------------------------------------

- ※ 以下の書類を添付すること。(2)～(4)は、通園バスを運行する場合のみ)
- (1)保険加入証等の写し
  - (2)通園バスの運行経路図(乗降場所及び乗降園児数を示したもの)
  - (3)通園バスに備える子どもの見落としを防止する装置の機能が確認できる書類
  - (4)通園バスの運行に関するマニュアル等



(別添12)

運営状況の点検又は評価等計画書

1 点検又は評価

(点検又は評価実施の基本的考え方)

(点検又は評価の実施体制)

(結果の公表の有無及び実施計画並びにそれらに関する考え方)

(その他(結果の活用方法等))

2 苦情解決

(苦情解決のために実施しようとする取組)

(別添13)

### 設置者についての確認書

#### 1 設置者（地方裁量型認定こども園のみ記入すること。）

(設置者の経歴)
(社会福祉法第36条第4項各号該当の有無)
(認定こども園を運営するために必要な経済的基礎)
(財務内容の健全性)

※ 設置者の財務内容、保有資金、土地建物の登記事項証明書又は賃貸借等の契約書等、設置者の要件を満たしていることを客観的に確認できる書類を添付すること。

具体的には、「直近3年の決算書」「事業開始年度の予算書」「金融機関発行の残高証明書」

#### 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号二に規定する役員等又は同号チの管理者

	職名	氏名	年齢	職業	住所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 地方裁量型認定こども園の設置者であって、学校法人及び社会福祉法人以外のものである場合にあっては、経営担当役員等(設置者(その者が法人である場合にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)をいう。以下同じ。)の次の履歴書を作成すること。

経営担当役員等の履歴書

フリガナ 氏名		年齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
現職		法人との関係	
職歴等			
期間		勤務先等	勤務内容
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
年 月 ~	年 月		
最終学歴	年 月		
資格等			
資格の種類	資格取得年月		資格番号等
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		

※ 経営担当役員等ごとに作成すること。

(別添14)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
第3条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約いたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋)

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 (略)

2-4 (略)

5 (略)

(1)-(3) (略)

(4) (略)

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第17条第2項第7号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

(別添15)

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要綱第3条第2項に  
規定する者に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、認定こども園の認定を申請するに際して、豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定要綱第3条第2項に規定する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定要綱第3条第2項の要件の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署に提供されることに同意します。

<参考>

○豊中市暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2)暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3)暴力団密接関係者 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

○豊中市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5)事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等(条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。)に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者



認定こども園廃止届出書

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地  
法 人 名  
代表者職・氏名

認定こども園を廃止するので、次のとおり届け出ます。

記

認定こども園の 名称及び所在地	名 称				
	所在地				
認定年月日及び 認定番号	認定 年月日	年 月 日	認定 番号		
廃止年月日					
廃止の理由					
入所児童の処遇					

様式第3号(第20条関係)

認定こども園変更届出書

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地  
法 人 名  
代表者職・氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更事項 (該当事項に○をつけること)	変更内容	
	(変更前)	(変更後)
1 建物、施設の所在地		
2 建物の設備、図面		
3 施設の名称		
4 法人の名称、所在地		
5 法人代表者の氏名		
6 認定定員		
7 認定こども園の長の氏名		
8 園則、運営規程		
変更年月日		
変更理由		

※ 変更の内容が分かる書類を添付すること。



添付書類一覧

	変更事項	添付書類
1	建物、施設の所在地(※1)	①認定こども園変更届出書(様式第3号) ②建物等及び屋外遊戯場の配置表(別添6) ③施設全体の付近見取図 ④配置図、平面図、立面図、写真 ⑤土地の登記簿謄本 ⑥建物の登記簿謄本 ⑦検査済証(写) ⑧無償の貸与若しくは使用許可を受けることを証明する書面(写)又は賃貸借契約書(写)(※2) ⑨運営規程(※3)
2	建物の設備・図面(※1)	①認定こども園変更届出書(様式第3号) ②建物等及び屋外遊戯場の配置表(別添6) ③配置図、平面図
3	施設の名称(※1)	①認定こども園変更届出書(様式第3号) ②運営規程(※4)
4	法人の名称、所在地	①認定こども園変更届出書(様式第3号) ②運営規程(※3) ③定款又は寄附行為(※5)
5	法人代表者の氏名	①認定こども園変更届出書(様式第3号) ②設置者についての確認書(別添14)(※6)
6	認定定員(※1)	①認定こども園変更届出書(様式第3号) ②職員配置及び学級編制計画書(別添3)(※7) ③職員の資格を証明する資料(写)(※8) ④配置職員ローテーション表(別添17) ⑤建物等及び屋外遊戯場の配置表(別添6) ⑥平面図
7	認定こども園の長の氏名	①認定こども園変更届出書(様式第3号) ②認定こども園の長となるべき者の履歴書(別添5) ③認定こども園の長に求められる能力を有することを証明する資料(写)
8	園則、運営規程	①認定こども園変更届出書(様式第3号) ②園則、運営規程(※4)

※1 書類の提出までに市と事前協議を行うこと。

※2 不動産の貸与を受ける場合のみ。

※3 変更がある場合のみ。運営規程は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※4 変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※5 変更がある書類のみ。定款又は寄附行為は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※6 「2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号二に規定する役員等又は同号子の管理者」のみ記入。

※7 非常勤職員を職員配置基準の対象とする場合は、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控え(写)及び常勤換算したときの計算内容が分かる書類を添付。

※8 申請時又は認定定員に係る前回変更届出時から新たに採用した職員のみ添付。

様式第4号(第20条関係) 資産移転計画明細書

資産・負債の内訳		経理区分・使途	財源	金額(千円)
<b>I 資産の部</b>				
1. 流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高			
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園	
当座預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	〇〇銀行借入 〇〇氏贈与分	
未収金				
-----流動資産合計-----				
2. 固定資産				
有形固定資産				
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇の〇〇	〇〇保育園	〇〇保育園	
車輛				
工具器具備品				
無形固定資産				
電話加入権				
ソフトウェア				
投資その他の固定資産				
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店	法人 出資金	〇〇氏持分 △△氏持分	
-----固定資産合計-----				
-----資産合計-----				
<b>II 負債の部</b>				
1. 流動負債				
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 運営費	〇〇保育園運営費	
短期運営費借入金	〇〇銀行 〇〇支店	法人事務費分	法人本部	
-----流動負債合計-----				
2. 固定負債				
長期借入金	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇保育園 改修費	〇〇保育園運営費	
-----固定負債合計-----				
-----負債合計-----				
差引純資産				

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

様式第5号(第20条関係) 資産移転結果明細書

資産・負債の内訳	経理区分・使途	財源	金額(千円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高			
普通預金 ○○銀行 ○○支店	○○保育園 運営費	○○保育園	
当座預金 ○○銀行 ○○支店	法人事務費分	○○銀行借入 ○○氏贈与分	
未収金			
-----流動資産合計-----			
2. 固定資産			
有形固定資産			
建物 所在○○ 家屋番号○○の○○	○○保育園	○○保育園	
車輛			
工具器具備品			
無形固定資産			
電話加入権			
ソフトウェア			
投資その他の固定資産			
○○特定預金 ○○銀行 ○○支店	法人 出資金	○○氏持分 △△氏持分	
-----固定資産合計-----			
-----資産合計-----			
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期運営費借入金 ○○銀行 ○○支店	○○保育園 運営費	○○保育園運営費	
短期運営費借入金 ○○銀行 ○○支店	法人事務費分	法人本部	
-----流動負債合計-----			
2. 固定負債			
長期借入金 ○○銀行 ○○支店	○○保育園 改修費	○○保育園運営費	
-----固定負債合計-----			
-----負債合計-----			
差引純資産			

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

様式第6号(第20条関係)

設置者変更合意書

年 月 日

豊中市長 様

(変更前の設置者)

所 在 地  
法 人 名  
代表者職・氏名

(変更後の設置者)

所 在 地  
法 人 名  
代表者職・氏名

認定こども園の設置者の変更を実施するにあたり、資産移転計画明細書をもとに資産の移転を行い、設置者の変更について合意しましたので、書類を提出します。

記

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	豊中市
認定こども園の長 予定者氏名	
設置者変更予定年月日	年 月 日
設置者変更理由	

認定こども園報告書

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

認定こども園の名称							
認定こども園の所在地							
豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項各号に掲げる認定こども園の類型		<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第1号) 単独型					
		<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園(第2号)			<input type="checkbox"/> アに該当するもの(並列型) <input type="checkbox"/> イに該当するもの(接続型)		
		<input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園(第3号)					
		<input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園(第4号)					
認定年月日及び認定番号		認定年月日	年 月 日			認定番号	
認定こども園を構成する施設	名称		種別等	種別			
	所在地			認可等年月日		年 月 日	
				認可等定員		人	
			園長名(就任年月日)		年 月 日		
児童数	保育を必要とする子ども	満3歳未満	認定定員	実員(報告年月日の前日における数)			
			人	人	小計	人	合計
	満3歳以上	人	人	小計			
	保育を必要とする子ども以外の子ども	満3歳未満	人		人	小計	
		満3歳以上	人	人	小計		
			人	人		人	

認定こども園の長の氏名			
教育及び保育の 目標及び主な内容	(認定こども園として目指す教育及び保育の目標、理念)		
	(教育及び保育のねらい)		
	(教育及び保育の内容の概要)		
開園日数、 開園時間等	年間開園日数	日	
	開園時間等 (平日)	開園時間	時 分 ~ 時 分( 時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分( 時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分( 時間)
	開園時間等 (土曜日)	開園時間	時 分 ~ 時 分( 時間)
		教育時間	時 分 ~ 時 分( 時間)
		保育時間	時 分 ~ 時 分( 時間)
	教育週数	週	
	長期休業日	夏 :	月 日 ~ 月 日
		冬 :	月 日 ~ 月 日
春 :		月 日 ~ 月 日	
幼稚園型 一時預かり事業 の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	平日	<教育時間前> 時 分 ~ 時 分( 時間) <教育時間後> 時 分 ~ 時 分( 時間)
		土曜日	時 分 ~ 時 分( 時間)
		日曜日・祝日	時 分 ~ 時 分( 時間)
		長期休業日	時 分 ~ 時 分( 時間)
延長保育の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分( 時間)	

休日保育の実施	□有 □無	
	(有の場合)	時 分 ~ 時 分( 時間)
子育て支援事業 (該当するものに○ をつけること。)		地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号）
		地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第2号）
		保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第3号）
		地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第4号）
		地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第5号）

添付書類

- (1) 子育て支援事業実績表(別紙)
- (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた全体的な計画

(別紙)

子育て支援事業実績表

事業名	
事業概要	(内容)
	(工夫した点)
	(対象)
	(実施日及び実施時間)
	(従事する職員)
	(利用する施設)
	(利用料)

※ 選択した子育て支援事業ごとに作成すること。